

平30福監第1048号
平成31年 3月29日

社会福祉法人 代表者各位

秋田市福祉保健部 監査指導室長
(公印省略)

社会福祉法人の法人運営・事務手続について(お願い)

春暖の候 皆様には年度末で理事会や評議員会の開催など、大変お忙しいことと存じます。

さて、平成29年度および30年度の法人指導監査において散見された、事務手続で誤っていた事例や問合せの多かった事項および失念しがちな点について、対処法を示しながら、ご紹介させていただきます。

各法人において、現在の理事と監事は、平成29年5月(または6月)に行った理事会や評議員会で選任されておりますが、今年の6月までに開催する定時評議員会で任期満了となり、改めて理事と監事を選任しなければなりません。

社会福祉法改正後の平成29年度および30年度の法人指導監査は、法令や国で示したガイドライン等に基づき、役員等の選任手続や理事会と評議員会の審議状況を中心に行いましたが、法人の皆さんからの聞き取りで、見過ごした点もあったかと思えます。このため、実際の指導監査で見直しをお願いした点だけでなく、別表の事項についても、改めてご確認をお願いいたします。

また、現況報告書への入力で誤りが多かった点を『現況報告書入力の際の注意事項』として、簡単ですが、まとめてみました。今後の法人運営の一助となれば幸いです。

担当 秋田市福祉保健部 監査指導室